

令和元年 1 2 月 1 3 日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則 1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則 1—38（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用）の運用について（平成 15 年 4 月 1 日総総一 2 1 3）」の一部を下記のとおり改正したので、令和元年 1 2 月 1 6 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

人事院規則 1—38 (人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用)の運用について

用語の定義関係

- 1 この通達において「行政機関等」とは、人事院規則 1—38 (人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用) (以下「規則」という。) 第 2 条第 1 項各号に掲げる行政機関等をいう。
- 2 (略)
- 3 前 2 項に規定するもののほか、この通達において使用する用語は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号) 及び規則において使用する用語の例による。

第 4 条関係

行政機関等は、この条の「技術的基準」を定めるに当たっては、申請等をする者の使用に係る電子計算機について、少なくとも次に

人事院規則 1—38 (人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用)の運用について

用語の定義関係

- 1 この通達において「行政機関等」とは、人事院規則 1—38 (人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用) (以下「規則」という。) 第 2 条第 1 項各号に掲げる行政機関等をいう。
- 2 (略)
- 3 前 2 項に規定するもののほか、この通達において使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律 (平成 14 年法律第 151 号) 及び規則において使用する用語の例による。

(新設)

掲げる機能を備えたものとするよ
う定めるものとする。

一 行政機関等が交付するソフト

ウェア又は行政機関等の使用に
係る電子計算機から入手したソ
フトウェアを用いて、行政機関
等の使用に係る電子計算機から
入手した様式に入力できる機能
又はその他行政機関等が指定し
た様式に入力できる機能

二 行政機関等の使用に係る電子
計算機と通信できる機能

第5条関係

行政機関等は、電子情報処理組
織を使用する方法により申請等
を行わせる場合において、当該申請
等に係る書面等様式が定められて
いるときは、当該申請等につき書
面等に記載すべきこととされてい
る事項を当該書面等様式に従って
当該申請等をする者の使用に係る
電子計算機から入力して行わせる
ものとする。

(削る)

第4条関係

1 行政機関等は、電子情報処理
組織を使用して申請等を行わせ
る場合において、当該申請等に
係る書面等様式が定められてい
るときは、当該申請等につき書
面等に記載すべきこととされて
いる事項を当該書面等様式に従
って当該申請等をする者の使用
に係る電子計算機から入力して
行わせるものとする。

2 行政機関等は、この条の第1
項の「技術的基準」を定めるに
当たっては、申請等をする者の

(削る)

使用に係る電子計算機について、少なくとも次に掲げる機能を備えたものとするよう定めるものとする。

一 行政機関等が交付するソフトウェア又は行政機関等の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他行政機関等が指定した様式に入力できる機能

二 行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能

3 行政機関等は、この条の第3項の規定による有体物の提出について定めるに当たっては、申請等を行う者が電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から原則として3日以内に、当該申請等の際に行政機関等が付与する識別番号の表示その他の当該申請等に係る有体物であることを確認できる方法によって提出することを定めるものとする。

第6条関係

- 1 (略)
- 2 行政機関等は、この条の第2項の届出の方法を指定するに当たっては、規則第5条第1項に規定する申請等の方法に準じた方法その他の方法を定めるものとする。

第8条関係

行政機関等は、この条の「技術的基準」を定めるに当たっては、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機について、第4条関係の規定の例により定めるものとする。

第9条関係

- 1 この条の第1項の「処分通知等を受ける者が、前条の電子情報処理組織を使用する方法により当該処分通知等を受けられることが明らかな場合」とは、処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により行われた当該処分通知等の内容を確実に知ることができると認

る。

第5条関係

- 1 (略)
- 2 行政機関等は、この条の第2項の届出の方法を指定するに当たっては、規則第4条第1項に規定する申請等の方法に準じた方法その他の方法を定めるものとする。

(新設)

第7条関係

- 1 行政機関等は、この条の第2項の処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることの申出の方法を指定するに当たっては、規則第4条第1項に規定する申請等の方法に準じた方法その他の方法を定めるものとする。

められる場合であって、行政機関等が当該者に当該処分通知等が到達したことを確実に確認することができると認められるときをいう。

- 2 行政機関等は、電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合において、当該処分通知等に係る書面等様式が定められているときは、当該処分通知等につき書面等に記載すべきこととされている事項を当該書面等様式に従って行政機関等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

第10条関係

この条の各号に掲げるいずれかの方式により処分通知等を受ける者が電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示は、当該処分通知等を受けるごとにするものとする。

第13条関係

(略)

- 2 行政機関等は、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行う場合において、当該処分通知等に係る書面等様式が定められているときは、当該処分通知等につき書面等に記載すべきこととされている事項を当該書面等様式に従って行政機関等の使用に係る電子計算機から入力して行うものとする。

(新設)

第10条関係

(略)